

「東北風景街道協議会規約」(案)

第一章 総則

(設置の目的)

第1条 東北風景街道協議会(以下「協議会」という)は、日本風景街道の理念・目的に基づき、東北地方に風景街道を広め、東北地方の素晴らしい原風景、伝統、人情が堪能できる風景街道を実現し、その育成を図ることを目的に、必要となる戦略的活動を行うものとする。

第二章 東北風景街道協議会

(構成員)

第2条 協議会は、別表1に掲げる構成員をもって構成する。

(会務)

第3条 協議会は、以下の会務を行うものとする。

- ① 東北地方に風景街道を広め、実現し、育成するための戦略的活動の立案と実施
- ② 東北地方の風景街道に対する指導、助言
- ③ 東北地方の風景街道の登録に関する要綱の作成並びに登録証の交付
- ④ その他の協議会の目的を達成するために必要な事務

(会長)

第4条 協議会に会長を置く。

- 2 会長は、協議会構成員の互選により選任する。
- 3 会長は、会務を総括し、協議会を代表する。
- 4 会長は、会長の代行を指名することができる。

(協議会の運営)

第5条 協議会は、必要に応じ会長が招集し開催するものとする。ただし、緊急やむを得ない事情があつて協議会が開催できない場合には、会長は、回議を持って協議会に替えることができる。

- 2 次の事項については、構成員の定員の過半数の賛成を以て了承されるものとする。
 - 一 風景街道の登録または登録の取り消し
 - 二 その他必要な事項

(事務局)

第6条 協議会の事務局は、東北地方整備局道路部 道路計画第二課に置く。

第三章 雑則

(規約の見直し)

第7条 協議会は、必要に応じてこの規約の見直しを行うものとする。

附則

(施行日)

第8条 この規約は、平成19年9月6日に施行する。

東北風景街道協議会委員

氏 名	役 職
佐藤 和 幸	(株)プレスアート 媒体部営業企画グループ 次長
志賀 秀 一	(株)東北地域環境研究室 代表
鈴木 紳 一	河北新報社 編集局 報道部 副部長兼論説委員会委員
田浦 芳 孝	日本観光協会東北支部 支部長
高橋 信	日本旅行業協会東北支部 支部長
津嶋 秋 夫	東北六県商工会議所連合会 常任幹事
藤崎 三郎助	東北経済連合会 副会長
堀 繁	東京大学 アジア生物資源環境研究センター 教授
松田 悦 子	日本青年会議所東北地区協議会 会長
宮原 育 子	宮城大学 事業構想学部 准教授 (敬称略・五十音順)
三浦 真 紀	東北地方整備局 道路部長
塩路 勝 久	青森県 県土整備部長
西畑 雅 司	岩手県 県土整備部長
三浦 良 信	宮城県 土木部長
中山 敏 夫	秋田県 建設交通部長
高村 義 晴	山形県 土木部長
秋元 正 國	福島県 土木部長
犬飼 良 次	仙台市 建設局長